

県北地域で果樹園を経営し、原発事故直後の平成23年4月に風評被害の拡大を予測して、県外に畑を借りてさくらんぼ、もも、りんご等の作付けを行った申立人について、その移転に係る追加的費用が賠償された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- 1 申立人の経営している果樹園に関する追加的費用
- 2 弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

第2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る和解金として

- 1 申立人の経営している果樹園に関する追加的費用
金79万2884円
- 2 弁護士費用
金2万3787円

の合計金81万6671円の支払義務のあることを認める。

第3 （支払方法省略）

第4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。

また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月27日

（仲介委員 鈴木雅芳）